

2・農家と村落の相互規定

渡辺兵力

課題

農家と非農家、農村と非農村との科学的識別の方法は必ずしも明確ではない。この報告は、農家の概念規定についての一試論である。

この規定の仕方は統計調査における定義とは次元がちがう。すなわち、農家を生物個体のように考えて、それ故に農家はその所産する環境的社會（村落）の成立と同時に成立するものと、とらえていふ。以上の規定でとくに重要な認識は、①土地保有という事實と、②そのことをお互いに認めあつてゐる「家々」の存在、という2点である。

これまでのところ、一応公認されている農家の規定は農林省の行つてゐる統計調査の単位としての「農家」である。これは一つの約束ごとにすぎない。

農家を生活する主体と認めるならば、農家の側の主体的自己規定があるはずである。報告ではこの点を迂回して「主体とその環境との相互関係」すなわち環境論的発想によつて農家概念の抽象的なとある方を含みる。生態学の分野では、「生物個体とその環境とは同時に存在してゐる」と理解している。この考え方を借用して、農家（主体的生活体）を、農家が生活し存続している「場」すなわち村落との関係でとらえるという方法をとる。

村落の規定

相互的の土地保有を認め合う社會關係を結ぶ成員を農家と規定したが、そうした社會關係を集團構成の原理としている社會集團がすなわち村落である。

「村落とは、土地保有を成員の要件とするルールが集團秩序の根底にある、地縁的基礎集團である」

かくして、農家と村落とは主体と環境の關係であり、村落なくして農家は生活できず、逆に農家なくしてその基礎的環境である村落も存在しえない。

このような村落を構成単位とした社会的・地理的空間が農村である。

農家の規定

「農家とは、お互に一定の土地を保有しているという事実にもとづいて生れたところのある社會關係を結びあつてゐる「家」である。」

農家の構造

農村の生活主体である農家を、制度的「家」と所帯的家族との二つの側面をもった構造体としてとらえる。

ここに制度的「家」とは、縁約的関係を主軸として伝承してきたという事実、すなわち歴史的に受けついできたと観念された「家」を、その属する社会が制度的に認めたものである。農家の「家」の側面の構造を抽象化するところの3要因から構成されている。

家柄（歴史）

制度的「家」

家長（人）

農家の日常生活は所帯的家族の側面で行なわれる。それは、所帯員、土地、経営（家計）を構成要因とした構造体である。

農家の「家」、所帯の構造の如何で、各農家の機能がちがう。農家の「生活」機能（行動）は村落という空間構造のなかで發揮される。

家産的 土地

農家の「家」の家産の内容は土地だけではないが、土地（地所）を家産の基本とみるか否かが農家の「家」と非農家の「家」とを区別する重要な指標である。家産的土地とは、「保有」という関わりをもつた土地のことである。あるいは制度的「家」の立場で持つている地所といつてもよい。今日の農家はこの家産的土地保有とはちがつた関係で他の土地と関わり合いをもつている。たとえば経営手

段的利用、財産（資産）の土地所有というかたちで関係している土地もある。この方は、所帯的家族としての農家と土地との関係には制度的「家」（保有）と所帯的家族（所有・利用）との二面が併存している。このような家産としての土地には種々の地目があるが、ほぼ各地共通している基本的地目は宅地（家屋敷）である。これは世代を通じて受けつがれるべき土地であり、原則として増減がない。